

# 京都市指定給水装置工事事業者 指定の更新手続き案内

京都市上下水道局  
水道部水道管路課

## 更新手続きの日程等

更新対象者：指定証の有効期間が満了する者  
申請書受付期間：ホームページに掲載のとおり  
指定証交付期間：ホームページに掲載のとおり  
有効期間：更新後の指定証に記載  
更新手数料：10,000円（非課税）

※申請書は、ホームページからダウンロードできます。水道部水道管路課にてお渡しすることもできます。

※申請書類の提出は、郵送で受け付けます。持参でも受け付けますが、その場での審査は行いません。

※既に届出されている内容について、変更事由がある場合には、速やかに届け出てください。変更の手続きが完了されていない場合には、更新の手続きができません（詳細は16ページを参照ください）。

※書類添付漏れ等について当局から電話で連絡する場合がありますので、連絡がつく電話番号を記載してください。

※この案内は、令和8年3月1日現在施行の法令等に基づいています。

## 目 次

1	はじめに	1
2	更新対象者	1
3	更新手続きの日程等	2
4	更新手数料	2
5	京都市指定給水工事事業者としての心得	2
6	指定の基準	3
7	事業の運営に関する基準	3
8	更新手続きの流れ	4
9	申請書類及び添付書類	5
10	申請書類の記入例	6
	指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）	6
	機械器具調書（様式第1（別表））	8
	機械器具の写真（カラー写真又はカラーコピー）	9
	誓約書（様式第2）	10
	誓約書（京都市暴力団排除条例関係）	11
	指定給水装置工事事業者指定更新時確認書	12
11	変更に関する届出	16
12	京都市指定給水装置工事事業者研修会	16
13	指定の取消し等	17
	お問い合わせ先	17
	申請書等を提出する前に今一度チェックを！！	18

## 1 はじめに

指定給水装置工事事業者制度は、規制緩和の要請を受け、平成10年4月に、統一化・明確化された全国一律の指定要件のもとで給水装置工事事業者を指定するとともに、給水装置工事主任技術者の国家資格を創設し、給水装置工事を適正に施行できる全国統一的な技術水準の確保を図ることとしたものです。

しかし、指定の有効期間がなく、事業の廃止・休止等の状況が反映されにくく、実態を把握することが困難であるため、水道事業者による所在確認が取れない指定業者が存在するなど実態との乖離が生じたり、無届工事や不良工事が発生したりするなどの課題がありました。

そこで、こうした課題に対応するため、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として5年ごとの更新制が導入されることとなりました。

指定給水装置工事事業者の指定は、5年ごとに更新が必要となり、指定の有効期間（指定の効力が満了する日）の経過によって失効することとなります。

また、更新申請時には、指定給水装置工事事業者の事業運営の基準（遵守すべき項目）や営業内容等を確認します。

そして、給水装置工事を依頼される市民の皆さまに対して、指定給水装置工事事業者を選択する際に、有用な情報となるよう活用していきます。

京都市上下水道局では、指定給水装置工事事業者の皆さまと共に市民の皆さまの生活を支える水道を守り続けていくために、また、給水装置工事を依頼される市民の皆さまに安心していただくために、指定給水装置工事事業者制度の適正な運用を実施してまいります。

## 2 更新対象者

指定証の有効期間が満了する者。

更新手続きについて不明な点がある場合には、水道部水道管路課（075-672-7752）にお問合せください。

## 3 更新手続きの日程等

### (1) 申請書交付期間

申請書は、ホームページ (<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>) 及び水道部水道管路課にて交付しています。

水道管路課での交付時間は、午前9時～正午、午後1時～午後4時（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。）です。

### (2) 申請書受付期間

日程については、ホームページを参照してください。

書類の提出は郵送（受付期間内必着）で受け付けます。

持参でも受け付けますが、その場での審査は行いません。

持参受付時間は、午前9時～正午、午後1時～午後4時（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。）です。

不備のある書類は受理できません。

### (3) 指定証交付期間

日程については、ホームページを参照してください。

指定の更新に係る指定給水装置工事事業者指定証を交付します。

### (4) 指定証交付方法

○直接受取りに来られる場合

指定証交付期間に水道部水道管路課に取りに来てください。

午前9時～正午、午後1時～午後4時（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

○郵送での交付を希望される場合

※送付用お届け先記入済みのレターパック（ライト、プラスのどちらでも可）を申請書類と一緒に提出してください。

### (5) 更新指定日

指定証に記載して発行します。

### (6) 有効期間

指定証に記載して発行します。

有効期間は、指定日から5年間（5年ごとに更新が必要）となります。

有効期間（指定の効力が満了する日）の経過によって失効することとなります。

## 4 更新手数料

手数料 10,000 円（非課税）

○更新指定を希望される場合（手数料の納付が必要）

※更新の案内に同封した納入通知書をお近くの金融機関窓口で持参してお支払いください。

※領収書のコピーを申請書類とともに提出してください。

※手数料のお支払いが確認できない場合は、書類の審査を行いません。

※手数料の支払いだけを済ませて申請書類を提出されない場合は書類の審査が行えないため、更新できません。

※『指定給水装置工事事業者指定申請書』受付後に申請を取り消された場合であっても、申請手数料の返金を行いません。

○更新指定を希望されない場合（手数料の納付は不要）

廃止手続きの際に納入通知書をそのまま返却してください。

## 5 京都市指定給水装置工事事業者としての心得

指定給水装置工事事業者は、指定の要件に適合した工事事業者であり、「京都市の指定業者」である自覚を持ち、社会的信用を損なうことのないよう、水道事業に関する法律や条例等を遵守するとともに、給水装置工事を依頼される市民の皆さまに対して工事の施行前に十分な説明を行うなど、誠意を持って対応することが必要です。

また、水道法や水道法施行規則では、指定給水装置工事事業者が最低限遵守すべき事項を事業の運営に関する基準として定めています。この事業の運営に関する基準は、指定の条件という性格を有しています。そのため、事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の施行などの適正な事業の運営ができていないと認められるときは、指定の取消しを受けることがあります。

京都市指定給水装置工事事業者として、市民の皆さまの生活を支える水道を守り、給水装置工事を依頼される市民の皆さまに安心していただけるよう、水道事業に関する法律や条例等を遵守するなど高い規範意識が求められます。

## 6 指定の基準

指定の基準は、参入制限とならない客観的かつ合理的なものとして、技術力と信頼性を要件としています。

- ・事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を設置すること
- ・給水装置工事に必要な機械器具を保有すること
- ・指定を取消された日から2年を経過しない者などの欠格要件に該当しないこと

指定を受けるには、これらの基準のいずれにも適合している必要があります。

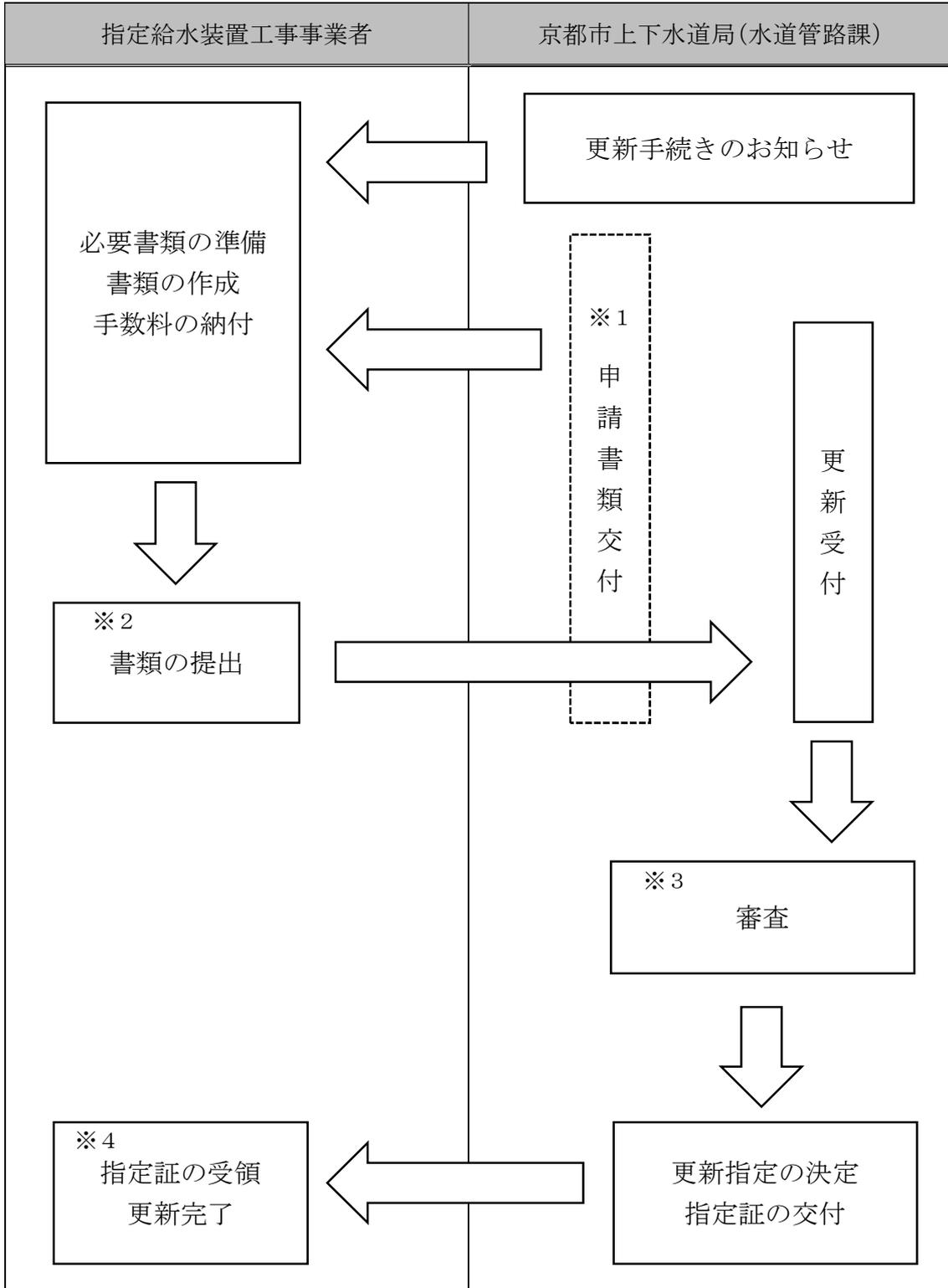
## 7 事業の運営に関する基準

更新申請時には、指定給水装置工事事業者が最低限遵守すべき事項を定めた事業の運営に関する基準に則り、適正に給水装置工事の事業を運営していることや営業内容等の項目を確認します。

- ・営業時間や対応工事などの業務内容
- ・給水装置工事主任技術者等の研修（外部機関による研修及び自社内研修）の受講実績  
※他の自治体主催の研修会は除きます。
- ・給水装置工事に主に従事し、適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況  
※京都市内において「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工する事業者のみ確認

これらは、ホームページ等で公開し、給水装置工事を依頼される市民の皆さまが指定給水装置工事事業者を選択する際に、有用な情報となるよう活用していきます。

## 8 更新手続きの流れ



- ※1 ホームページ及び水道部水道管路課にて申請書類を交付しています。
- ※2 申請書受付期間に水道部水道管路課に書類を郵送（または持参）してください。
- ※3 手数料の納付が確認できない場合は審査を行いません。
- ※4 郵送（送付用お届け先記入済みのレターパックを提出された場合のみ）または直接交付

## 9 申請書類及び添付書類

### 法人・個人共通で必要な申請書類及び添付書類

- 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- 機械器具調書（様式第1（別表））
- 機械器具の写真（カラー写真又はカラーコピー）
- 誓約書（様式第2）
- 誓約書（京都市暴力団排除条例関係）
- 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書
- 更新手数料の領収書のコピー
- 給水装置工事主任技術者免状（コピー）又は給水装置工事主任技術者証（コピー）
- 従前の指定証（原本）または紛失届

### 法人の場合のみ必要な添付書類

- 定款（コピー）
- 登記事項証明書（原本）
  - ※発行日から3か月以内の履歴事項全部証明書

### 個人の場合のみ必要な添付書類

- 住民票の写し（原本）
  - ※発行日から3か月以内のもの。本籍、続柄、マイナンバーの記載不要。

### 指定証の郵送を希望される場合のみ必要なもの

- 送付用お届け先記入済みのレターパック（ライト、プラスのどちらでも可）
  - ※依頼主欄は空欄のままにしておいてください。

※ 書類に不備がある場合は受理できません。必要事項の記入漏れや添付書類の提出漏れなどについては別途連絡します。

※ 適切な書類の再提出等を行われない場合、指定の失効に至ることがありますので注意してください。

※ 法人で登記事項証明書に記載のない事業所を申請される場合及び個人で住民票の住所と異なる事業所を申請される場合は、賃貸借契約書 または 公共料金等支払証の写し等の提出を求める場合があります。

※ 給水装置工事主任技術者の選任・解任がある場合には「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第8）」を提出してください。

※ 給水装置工事主任技術者の選任・解任は電子申請が可能です。

※ 申請内容（事業所の名称、所在地、電話、FAX 等）に変更が生じている場合には、更新手続きの前に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第4）」を提出してください。

## 10 申請書類の記入例

(1) 指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第1)

【様式第1 (表面)】

### 指定給水装置工事事業者指定申請書

(あて先) 京都市公営企業管理者  
上下水道局長

申請される日付を記入して  
ください。 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 すみとひかり水道**

住所 〒601-8116

**京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3**

代表者氏名 **代表取締役 水道 太郎**

Tel **075-672-7752** **押印不要。**

Fax **075-691-6130**

携帯 **×××-××××-××××**

E-mail **××××××××××××××**

個人の場合には、住民票、  
法人の場合には、登記事項  
証明書の記載どおりに記入  
してください。

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき、つぎのとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	法人の場合には、代表取締役から監査役 までの役員全員（ <b>フリガナ含む</b> ）を記入 してください。 個人の場合には、記入不要です。
代表取締役 <b>水道 太郎</b> 取締役 <b>水道 ひかり</b> 監査役 <b>水道 澄都</b>	個人の場合には、行う事業の内容を、 法人の場合には、登記事項証明書の 「目的」欄等を記入してください。
事業の範囲	<b>管工事業等</b>
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

【様式第1（裏面）】

指定を受けることとなる主たる事業を行う事業所の名称（支店、営業所…フリガナ含む）、代表者氏名、所在地、Tel、Fax を記入してください。番地や建物名を省略しないでください。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	<small>かぶしきがいしゃ すいどう</small> <b>株式会社 すみとひかり水道</b> <small>きやうとしてん してんちやう すいどう</small> <b>京都支店 支店長 水道 ひかり</b>
上記事業所の所在地	<b>〒601-81××</b> <b>京都市南区上鳥羽鉾立町××番地</b> <b>Tel 075-672-77××</b> <b>Fax 075-691-</b>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 <small>フリガナ</small>	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<small>スイドウ タロウ</small> <b>水道 太郎</b>  <small>スイドウ ヒカリ</small> <b>水道 ひかり</b>	××××××  ××××××

**押印不要。**

「給水装置工事主任技術者免状」等を参考に記入してください。  
 選任されることとなる者（現在、選任されている場合を含む）の全員（フリガナ含む）を記入してください。

上記以外に事業を行う事業所がある場合には、記入してください。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 <small>フリガナ</small>	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

※3か所以上の事業所を申請している場合は、このページをコピーして使用してください。

(2) 機械器具調書 (様式第1 (別表))

申請される日付を記入してください。

## 機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	金切りのこ	××mm	×	
	エンジンカッター	E K × 外径 × ×	×	
	セーパーソー	J R × ×	×	
	パイプカッター	× × A	×	
管の加工用の機械器具	やすり	× × ×	×	
	パイプねじ切り器	× × × N 8 0 A	×	
	パイプ圧着機	S S × ×	×	
接合用の機械器具	トーチランプ	S T × ×	×	
	パイプレンチ	× × mm	×	
	ウォータープライヤー	× × mm	×	
	水圧テストポンプ	T - × ×	×	
種別ごとに1種類以上の機械器具 (機械器具の写真のもの) を記入してください。				

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(3) 機械器具の写真 (カラー写真又はカラーコピー)

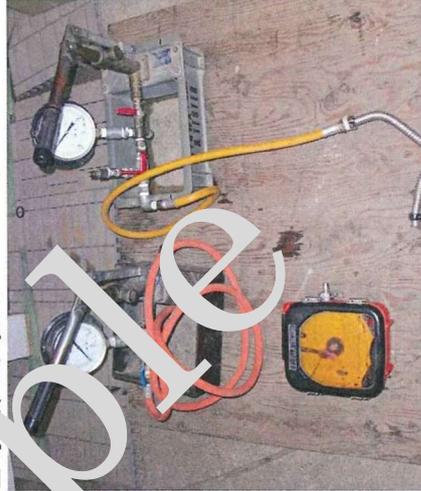
機械器具調書 (様式第1 (別表)) に記入した機械器具を「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」に分けた写真を提出してください。

機 械 器 具 写 真

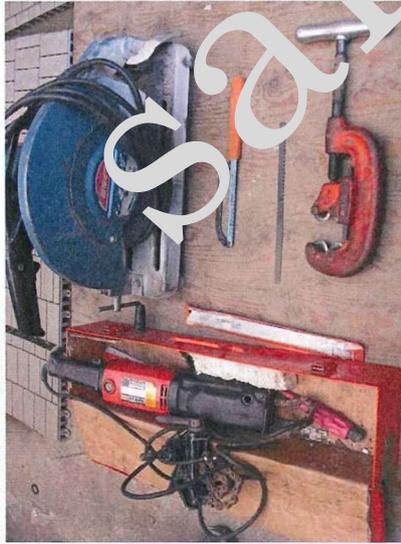
■ 管の加工用の機械器具



■ 水圧テストポンプ



■ 管の切断用の機械器具



■ 接合用の機械器具



機械器具調書の種別との対応がわかるように、タイトルを付けてください。

(4) 誓約書 (様式第2)

誓 約 書

申請される日付を記入してください。

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第(イ)から(ヘ)までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

個人の場合には、住民票、法人の場合には、登記事項証明書の記載どおりに記入してください。

申請者

氏名又は名称

住所

代表者氏名

株式会社 すみとひかり水道

〒601-8116

京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

代表取締役 水道 太郎

押印不要。

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

(5) 誓約書（京都市暴力団排除条例関係）

【第1号様式（第3条、第4条及び第6条関係）】

申請される日付を記入してください。

誓 約 書

(宛先) 京都市公営企業管理者上下水道局長	年 月 日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社 すみとひかり水道 代表取締役 水道 太郎 電話 075-672-7752

押印不要。

個人の場合には、住民票、  
法人の場合には、登記事項証明書の  
記載どおりに記入してください。

第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に  
規定する者を排除することを誓約します。

の役員及び使用人の名簿

役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性別
代表取締役	水道 太郎	スイドウ タロウ	H×. ×. ×.	男
取締役	水道 ひかり	スイドウ ヒカリ	S×. ×. ×.	女
監査役	水道 澄都	スイドウ スミト	S×. ×. ×.	男
××支店長	×× ××	×××× ×××	S×. ×. ×.	男

個人の場合には、代表者等を記入してください。

法人の場合には、代表取締役から監査役までの役員全員を記入してください。

なお、事業所の代表者（支店長等）が役員でない場合であっても、事業所の代表者（支店長等）も記入してください。

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人（市長等（指定管理者を含む。以下同じ。）が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等が指定する使用人に限る。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人（市長等が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等が指定する使用人に限る。）

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

申請される日付を記入してください。

年 月 日

指定番号 9999

事業所の名称 株式会社 すみとひかり水道

【様式第1（裏面）】に記入された事業所の名称を記入してください。

1 指定給水装置工事事業者の業務内容

(1) 営業状況

営業日	月～金
営業時間	午前9時～午後6時
休業日	土日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、 盆休み（8月13日～16日）
電話番号	075-672-77xx
FAX番号	075-691-61xx
公表（ホームページ等への掲載を含みます）の可否： 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/>	

(2) 業務内容

ア 新設・改造工事

配水管からの分岐 ～ 水道メーター	水道メーター ～ 宅内給水装置
可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/>	可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/>

イ 修繕

水漏れや故障の修繕、取替			埋設部	給水設備	
蛇口 (混合水栓等)	トイレ	屋内配管	給水管	受水槽	ポンプ
可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/>					

公表（ホームページ等への掲載を含みます）の可否： 可  不可

- \* 業務内容に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出るようお願いいたします。
- \* 複数の事業所を申請している場合は、このページをコピーして事業所ごとの情報を記入してください。

2 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

以下のいずれかについて記入してください。

- ・ 給水工事技術振興財団の給水装置工事主任技術者研修  
「eラーニング」「給水装置工事主任技術者現地研修会」

※受講を証明する書類（修了証等）の写し（eラーニングの受講終了時に終了年月日が表示されますので、その画面を印刷したものなど）を添付してください。

- ・ 自社内研修

※別紙「給水装置工事主任技術者等の自社内研修明細書」にも記入してください。

★本市の研修受講者は記録していますので記入不要です。

★他の自治体を実施する研修会は記入不要です。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
水道 太郎	給水工事技術振興財団 eラーニング	令和6年 ×月 ×日
水道 ひかり	自社内研修（××に関する研修）	令和6年 ×月 ×日
受講実績がない場合には、「実績なし」と記入してください。		
<p>○ 外部研修 給水工事技術振興財団の「eラーニング」、「給水装置工事主任技術者現地研修会」のみです。 eラーニングについては、受講終了時に終了年月日が表示されますので、その画面を印刷したものを添付してください。</p> <p>○ 自社内研修 自社内研修がある場合には、給水装置工事主任技術者等の自社内研修明細書にその研修について記入してください。 京都市主催の研修内容を社内で情報共有するために行う研修は自社内研修としてください。</p>		
公表（ホームページ等への掲載を含みます）の可否： 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/>		

\* 行数が足りない場合には、必要に応じてコピー等をしてください。

\* 水道法施行規則 第36条

\* 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

\* 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

## 給水装置工事主任技術者等の自社内研修明細書

給水装置工事主任技術者等に行った自社内研修がある場合には、その研修について記載してください。

受講者名	研修名	研修内容	研修方法	研修時間
水道 ひかり	××に関する研修	<input checked="" type="checkbox"/> 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報 <input checked="" type="checkbox"/> 給水装置の事故事例と対策技術 <input type="checkbox"/> 給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法 <input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者の職務と役割 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 座学・講義 <input type="checkbox"/> 実技 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 30分未満 <input type="checkbox"/> 30分以上 <input type="checkbox"/> 1時間未満 <input type="checkbox"/> 1時間以上 <input type="checkbox"/> 2時間未満 <input type="checkbox"/> 2時間以上
		<input type="checkbox"/> 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報 <input type="checkbox"/> 給水装置の事故事例と対策技術 <input type="checkbox"/> 給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法 <input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者の職務と役割 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 座学・講義 <input type="checkbox"/> 実技 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 30分未満 <input type="checkbox"/> 30分以上 <input type="checkbox"/> 1時間未満 <input type="checkbox"/> 1時間以上 <input type="checkbox"/> 2時間未満 <input type="checkbox"/> 2時間以上
		<input type="checkbox"/> 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報 <input type="checkbox"/> 給水装置の事故事例と対策技術 <input type="checkbox"/> 給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法 <input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者の職務と役割 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 座学・講義 <input type="checkbox"/> 実技 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 30分未満 <input type="checkbox"/> 30分以上 <input type="checkbox"/> 1時間未満 <input type="checkbox"/> 1時間以上 <input type="checkbox"/> 2時間未満 <input type="checkbox"/> 2時間以上

### 3 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

京都市内において、 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事	施行する <input checked="" type="checkbox"/> 施行しない <input type="checkbox"/>
-----------------------------------	--

※施行するにチェックを入れた場合は、資格を証明する書類等の写し（給水装置工事配管技能者証のコピー等）を添付してください。

（「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合には、以下は記入不要です。）

技能を有する者の 氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・ せん孔、給水管の接合、い ずれの経験も有しているか (○・×を記入)	保有している資格等 ※資格等確認書類の名称（下線部）を 記載してください 例. 技能者証、POLITEC
		技能者証、POLITEC
給水装置工事に従事した者の氏名を記入 してください。 ※雇用関係のない下請け等も含まれます		合格証書
公表（ホームページ等への掲載を含みます）の可否： 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/>		

\*行数が足りない場合には、必要に応じてコピー等をしてください。

\***実際の工事に当たっては、申請の都度資格確認を行います**ので、ここに記入されていない方も業務を担当することは可能です。なお、当局が工事を発注する際には資格の有無だけではなく、経験年数による審査も実施します。

※資格等の確認書類（下記①～③についてはコピーを提出してください。）

- ① 配管技能者 認定証 又は配管 技能者証
- ② 配管技能者講習会 修了証書 又は 修了者証  
配管技能検定 合格証書 又は 合格者証
- ③ POLITEC 講習会受講証
- ④ 本市独自の技能者（旧資格）として 技能者名簿 に登録されている者

#### 水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

**\* 申請書等を提出する前に今一度チェックを！！**

※18ページのチェック表にて、作成した書類の記入漏れがないか、申請書類が完備しているか再度確認してください。

## 1.1 変更に関する届出

変更事由が生じた場合には、変更届出書等の書類の提出が必要となります。

書類の提出がない場合には、指定給水装置工事事業者の所在や動向を把握できなくなるだけでなく、必要な連絡や情報提供などができなくなります。また、変更等の届出をしなかった場合には、指定の取消し等の事由に該当します。

変更事由	提出書類	提出期限
申請内容等の変更 (事業所の名称、所在地、電話、FAX等)	指定給水装置工事事業者指定事項 変更届出書(様式第4)	変更のあった日から 30日以内
事業の廃止・休止・再開	指定給水装置工事事業者廃止・休 止・再開届出書(様式第5)	廃止又は休止の日から 30日以内 再開の日から10日以内
主任技術者の選任・解任	給水装置工事主任技術者選任・解 任届出書(様式第8)	選任又は解任の日から 14日以内

※ 提出期限を過ぎた場合には、遅延理由書を提出する必要があります。

※ 各種様式は、ホームページからダウンロードできます。

※ 遅延理由書の様式はありません。

※ 詳しくは、ホームページにて御確認ください。

## 1.2 京都市指定給水装置工事事業者研修会

京都市上下水道局では、指定給水装置工事事業者の届出事項及び給水装置工事主任技術者の状況等の確認を行うことを目的として、指定給水装置工事事業者に対して、適正な給水装置工事の施行の確保を図るための京都市指定給水装置工事事業者研修会を3年に一度開催しています。

直近では、令和6年度に書面研修を実施しました。

詳細が決まりましたら、ダイレクトメールにてお知らせします。

### 1 3 指定の取消し等

指定給水装置工事事業者制度は、指定給水装置工事事業者が指定の基準や事業の運営に関する基準に適合していることを前提として、適切な給水装置工事の実施を確保しようとするものです。

そのため、指定の基準等に適合していない場合などの一定の要件に該当する場合には、指定の取消しをするなど厳正に対処します。

指定の取消し等に該当した場合、告示、局のホームページ等で一般に周知します。

#### 【処分基準（主なもの）】

違反内容	処分内容
・指定の基準(事業所ごとの給水装置工事主任技術者の設置、工事に必要な機械器具の保有、欠格要件に該当しないこと)のいずれかを満たさなくなったとき。	指定取消し 又は 指定停止
・給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 ・事業所の名称又は所在地等の変更を届出内しないとき。又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し 又は 指定停止
・講習会・研修会等に無断で欠席したとき。	指定停止
・不正の手段により、指定を受けたとき。	指定取消し

### お問い合わせ先

担当 京都市上下水道局水道部水道管路課（事務担当）

住所 〒601-8116  
京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3（4F）

電話 075-672-7752

## 申請書等を提出する前に今一度チェックを！！

### ○ 申請書等に記入漏れはないか。

6 ページ～15 ページの「9 申請書類の記入例」を参照し、次のチェック欄を利用して不備や記入漏れがないか再度確認してください。

- 業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者は、法人の場合には、代表取締役から監査役までの役員全員を記入してください。個人の場合には、記入不要です。様式第1（表面）への記入内容を確認してください。
- 番地や建物名を省略して記載した場合、書類が届かない場合があります。様式第1（裏面）への記入内容を確認してください。
- 選任されることとなる給水装置工事主任技術者は、選任されることとなる者（現在、選任されている場合を含む）全員を記入してください。様式第1（裏面）への記入内容を確認してください。
- 給水装置工事主任技術者免状の交付番号は、「給水装置工事主任技術者免状」等を参考に記入してください。様式第1（裏面）への記入内容を確認してください。
- 機械器具は、種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入し、それぞれ1種類以上機械器具を記入してください。様式第1（別表）への記入内容を確認してください。

### ○ 申請書類及び添付書類は完備しているか。

5 ページの「8 申請書類」を参照し、次のチェック欄を利用して不備や提出漏れがないか再度確認してください。

- 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- 機械器具調書（様式第1（別表））
- 機械器具の写真（カラー写真又はカラーコピー）
- 誓約書（様式第2）
- 誓約書（京都市暴力団排除条例関係）
  - ※法人の場合には、代表取締役から監査役までの役員全員を記入
- 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書
- 更新手数料の領収書のコピー
- 定款（コピー）【法人】※原本証明不要
- 登記事項証明書（原本）【法人】（発行後3か月以内の履歴事項全部証明書）
- 住民票の写し（原本）【個人】（発行後3か月以内のもの。）
  - ※本籍、続柄、マイナンバーの記載不要。
- 給水装置工事主任技術者免状（コピー）又は給水装置工事主任技術者証（コピー）
- 従前の指定証（原本）または紛失届
- 資格を証明する書類等の写し（給水装置工事配管技能者証のコピー等）
  - ※配水管からの分岐～水道メーターの工事について、「施行する」を選択した場合に添付が必要となる。（本案内15ページ参照）